



Title	デニング裁判官とその判決ーブル対ブル事件の意味ー
Author(s)	浅見, 公子; ASAMI, Kimiko
Citation	北大法学論集, 15(2), 1-38
Issue Date	1964-11-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16040
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_p1-38.pdf



デニング裁判官とその判決

——ブル対ブル事件の意味——

浅 見 公 子

序

第一章 ブル対ブル事件

第一節 事実および事件の経過

第二節 控訴裁判所の判決

第二章 ブル対ブル事件とデニング裁判官

第一節 デニング裁判官の経歴

第二節 デニング裁判官の判決の概要

第三節 デニング裁判官と家族法にかんする判決

結び——ブル対ブル事件の意味

序

最近、イギリスにおいても、制定法が重要な法源となってきたり、と言われるが、それでもなお、判例法がイギリス法の中で占めているきわめて重要な地位を、だれも否定することはできないであろう。

しかしながら、この判例法とは、どのようなものか、ということになると、その主要な問題点、事項についてすら、明瞭な答えは出てこない、と言われている状態にある。

本稿は、イギリスの控訴裁判所が、ほぼ、一〇年ほど前に判決した、小さな事件をとりあげ、それについて、できるだけいろいろなることを調べながら、判例法とはなにか、という問題を考えてみようところのみたものである。

目立たない、小さな事件をえらんだのは、複雑であったり、画期的な意義をもつような判例をあつかいするほど、わたくしのイギリス法にたいする研究は深くないことを自覚しているからであるし、また、ある意味では、目立たなくて、平凡な判例の中にこそ、もっとも一般的な形での判例法の姿を見出すことができるのではないかと考えたからでもある。

もとより、この、たった一つの小さな判例を観察した結果だけから、判例法とはなにか、また、法とはなにか、という大問題にたいする答えをひき出すつもりはないし、そういうことは、とうてい、不可能なことであろう。ただ、このような問いにたいしては、まず、具体的な判例を自分であつかってみる、という方法しか、解決への手だてはないのでなからうか。

そこで、本稿では、ブル対ブル事件¹という判例をとりあげることとした。

のちにも述べるが、この事件は、デニング裁判官によって、ほとんど、単独で判決されたものなので、本稿は、主として、この事件とデニング裁判官との関係を考察した。題名を、「デニング裁判官とその判決」としたのは、ただ、そういう理由だけによっている。したがって、本稿は、デニング裁判官の判決のすべてを分析したものでもなければ、デニング裁判官論を展開したものでない。それは、きわめて魅力的なテーマであるけれども、すべてが、将来の課題として残されているのだということを、ここで、おことわりしておく必要がある。

しかし、また、わたくしの意図は、このささやかな論稿を、判例法とはなにか、という問題、および、イギリスにおける裁判官論という、ともに大きく、興味ふかい問題の研究にたいする、最初のステップとして位置づけるところにあるのだということも、ここに、つけ加えておきたいと思う。

(1) Bull v. Bull [1955] 1 Q. B. 234; [1955] 1 All E. R. 253.

第一章 ブル対ブル事件

第一節 事実および事件の経過

まず、一九五四年に判決のあつた、¹本件の事実関係と、事件の経過とについて、述べよう。

(1) 事実

争いの当事者は、母親と息子であつて、争いの目的物は、彼らが住んでいる家である。この家は、そもそも、一部は母親の出した金銭で、残りは、息子——争いするとき、三〇才になっていた——の出した金銭で買われた。しかし、息子の方が、より多くの金額を出したものらしく、不動産譲渡 (conveyance) は、息子の名で、行なわれた。

一九五三年に息子は結婚し、母親が、この家のうち、二部屋を、息子夫婦が、その残りを使う、ということにとりきめられたけれども、まもなく、母親と嫁の間に不和がおきて、その結果、息子が、母親にたいし、家を立ち去るようにと告げた。母親の方は、適当な宿泊施設をみつつけることができない、と言ひ、家を立ち去らないので、息子が、母親を不法侵害者として、訴を提起した。

(2) 事件の経過

この事件が、原審でどのような判決を受けたか、という点を、つきに見よう。

原審の判事は、息子を敗訴させた。その理由づけは、以下のとおりである。すなわち、母親は、家にたいして、多くの金銭を支出したが、彼女は、その金銭を息子に贈与しようと思図したのではなかった。したがって、このばあい、前貸金 (advancement) の推定は存在しないにしても、彼女のための復帰信託 (resulting trust) が存在する。さらに、家を買われたとき、それは彼女名義で取得されたけれども、母親と息子の意図するところは、その家が、彼ら二人のためのものになるはずだ、ということであった。これらの事情があるから、息子は、母親が不法侵害者であるかのように、追い出すことはできない、と。そして、息子のもちうる唯一の救済手段は、エクイティにたいする申請だけである、とつけ加えた。

そこで、息子は、控訴裁判所に、控訴を提起する。

(1) 控訴裁判所判決 (デニング、ホドソンおよびパーカー裁判官) 一九五四年一月二十五日、二十六日、十二月二〇日。

なお、リポーターの附した標題は、つぎのようなものである。

共有不動産権——自由保有家屋の売却のための復帰信託として生じている——売買代金にたいする受益的権利——受益者たちによる家屋の一部分の占拠——一人の受益者による他方の受益者にたいする占有権のための訴訟 Tenancy in Common — Arising by way of resulting trust on purchase of freehold house — Beneficial interests in proceeds of sale — Occupation of portions of house by beneficiaries — Action for possession by one beneficiary against the other.

第二節 控訴裁判所の判決

控訴裁判所は、つぎのように述べはじめた。

「同じような事件が、家族のうちに、しばしば生ずるにちがいない。しかし、きわめて不思議なことであるが、この点については、いかなる先例 (authority) も存在しない。息子は、もちろん、家のコモン・ロー上の所有権者であるが、母親と息子は、エクイティ上

の共有不動産権者 (equitable tenants in common) である、とわたくしは考える。各自は、家にたいする未分割持分権を、エクイティ上、もつており、各自の持分は、彼または彼女の拠出に比例する。⁽¹⁾

と。

そして、このエクイティ上の共有不動産権者のもつ権利の内容を説き、最後に、つぎのように結んだ。

「……したがって、わたくしの結論は、息子は家のコモン・ロー上の所有権者であるけれども、彼の母親を追い出す権利はもたない、ということである。彼女は、エクイティ上の権利をもつていて、それにより彼女は、家が売られるまで、彼とともに、共有不動産権者として、家にとどまることができる。もし、彼らが一致しないときには、家は売られるべきである。そして、売却金は、彼らの間で、適当な割合において、分けられるべきである。しかし、彼は、彼女を、気ままに、街路に追い出すことはできない。家は、彼女が同意しないときには、占有を明け渡して、売られることができない。もし、彼女が、彼女の同意を不当に拒むならば、息子は、適切な処置をとるにより、裁判所から、売却のための命令をえることができ、そして、それを助けるために裁判所は、母親が出て行くべきだと命ずることができる。しかし、裁判所は、そうすることが正しく、かつ適当であると納得するとき、そして、それ(裁判所)が、課するのを正しいと考える、代りの宿泊施設にかんする条件をつけて、そのような命令をなすことができるにすぎない。したがって、わたくしは、原審の判事に同意し、そして、本控訴を棄却するであらう。⁽²⁾」

と。

このようにして、結局、控訴裁判所も、息子を敗訴させた。

先に引用したように、この事件については、「いかなる先例も存在しな」かったのであり、そのような事件について、裁判所は、社会的な事実関係としてみれば、母親と成人した息子との間におこった、家の帰属にかんする争いについて、息子に不利な判決を下したのであった。そして、そのときに使われた法律構成のためのテクニクは、財産法上の共有不動産権——エクイティ上の——というものであった。

そこで、この判決をいっそうよく理解するために、判決の理由づけのあとをたどり、「先例のない」事件がおきた

とき、イギリスの控訴裁判所が、どのようにして法をつくって行ったか、ということを見てみることにしたい。

(1) [1955] 1 All E. R. 254.

(2) Ibid. p. 256.

(1) まずはじめに、判決は、本件のように、母親と息子が、相互に金銭を出しあって、一軒の家を買い、名義が一方のものであるとき、このような家の居住権をめぐって、争いがおきたという事件にかんしては、いかなる先例も存在しない、ということを、卒直にみとめる。この点については、本節の冒頭において、引用した部分を見られたい。

(2) では、この事件にあらわれたような事実関係を、法律的に見れば、どういうことになるであろうか。

事案にあらわれたところによれば、不動産譲渡は、息子の名義でなされているのだから、コモン・ロー上、息子が、不動産権者である。

(3) しかし、エクイティ上は、息子と母親は、共有不動産権者である。

ここで、注意しておかなくてはならないことは、このように判断するについて、特別な理由は、あげられていない、という点である。判決によれば、「とわたくしは考える。」とされているにすぎない。

このように、母親と息子が、エクイティ上、共有不動産権者である結果、彼らは、彼らの拠出に比例した持分権をもつ。

(4) しかし、エクイティ上、共有不動産権者である、と把握してみても、このエクイティ上の共有不動産権者の間に、どのような権利があるか、という点については、定義がなされていない。

そこで、コモン・ロー上の共有不動産権者の権利について、考察がすすめられる。

コモン・ローによれば、彼らには、目的物の使用、収益権があり、一方は、他方を追い出すことができず、もし、

追い出したときには、追い出した者は、不法侵害の罪になる。⁽¹⁾このように述べるについて、その根拠として引用されているのは、一八七二年のヤコブ対スワード事件⁽²⁾である。

(1) 判決のこの部分を引用しておこう。「……彼らの間のものとして、エクイティ上の共有不動産権者の諸権利は、わたくしの知る限り、定義されていない。しかし、コモン・ロー上の共有不動産権者の権利については、多くの先例がある。彼らのおのおのの土地の占有権と、通常の方法で、それを使用し、享有する権利をもっている。どちらも、他方を追い出すことはできない。しかし、彼らのうちの一人が、彼の通常持分より多くのものを取得するときは、侵害された当事者は、そのために、訴訟を提起することができる。彼らのうち、一人が他方を追い出す以上のことをするときは、彼は、不法侵害の罪となる。……」[1955] 1 All E. R. 255.

(2) *Jacobs v. Seward* (1872) L. R. 5 H. L. 464. (Ibid. p. 255.)

(5) さて、そのつぎに、エクイティはコモン・ローにしたがう、という準則が導入されるが、それは、二百年も前の事件から、引き出された準則なのである。⁽³⁾すなわち、カウパー対オール事件において、サー・ジョセフ・ジェキルは、次のように述べた。

「コモン・ローは明瞭であり、そして、エクイティ裁判所は、エクイティ上の不動産権にたいする権原にかかわるその判決において、それにしたがわなければならない。そうでなければ、たいへんな不安定と混乱とが、結果として、おこるであろう。」⁽³⁾

(6) つぎに、共有不動産権の内容の検討にはいる。一九二五年以来、コモン・ロー上、共有不動産権は存在していない。すべての共有不動産権は、たんに、エクイティ上のものであるにすぎず、しかも、売却信託の背後で、効力を生ずるだけである。このことは、一九二五年財産法第一条第六項、⁽⁴⁾一九二五年設定土地法第三六条第四項⁽⁵⁾からあきらかである。しかし、このばあい、エクイティ上の共有不動産権者は、売却が行なわれるまでは、コモン・ロー上の共

有不動産権者と同じ権利をもっている。

このように考える根拠は、一九三二年のウォーレン事件におけるモーガム裁判官の言葉にもとめられる。ここに、それを引用しよう。

「一九二五年財産法の施行以来、未分割持分権の所有者の地位は、かつて以前にそうであったのとは、異なっている、ということには、疑いが無い。制定法は、法を単純化するために、未分割持分権のための規定をとり入れ、分割訴訟を、不要で、すたれたものとした。しかし、実際には、享有にかんする未分割持分権所有者の受益的権利は、土地が売却されずにある限り、変更されていない。そして、土地にたいして、未分割持分権を所有している通常人は、制定法の結果として、彼の権利に何らかの変更(のあったこと)に、全く気付いていないであろう。」⁽⁶⁾

(7) 右のように考えるなら、一九二五年以後にあつても、エクイティ上の共有不動産権者は、売却まで、土地を使用、収益できるが、自分以外の共有不動産権者を追い出すことは、できない。⁽⁷⁾

(1) 「……コモン・ロー上の共有不動産権者の権利は、そのようなものであるから、わたくしは、エクイティ上の共有不動産権者の権利は同様であり、ただ、エクイティ上のものであつて、コモン・ローのものでない権利であることの結果から必然的におこる、そのような差異があるのみだ、と考える。エクイティが、コモン・ローにしたがうということは、よく知られている。そして、それ(エクイティ)は、ほかの場合と同様、共有不動産権にかんするこれらの事件においても、そうである。」[1955] 1 All E. R. 255.

(2) 「この見解を支持するために、わたくしは、二百年以上も前で、Cowper v. Earl (2 P. Wms. at p. 753) 及び Sir Joseph Jekyll によつて用いられた言葉を引用するだろう。」Ibid. p. 255.

(3) Ibid. p. 255.

(4) 一九二五年財産法 Law of Property Act, 1925 の第一条第六項は、「コモン・ロー上の不動産権は、土地にたいする未分割の持分において存続しえず、または創設されえない。」とさだめることにより、それまでの複雑な共同所有関係を含有不動産権にまとめ、これをコモン・ロー上のものとし、それ以外の共同所有関係は、すべてエクイティ上のものとした。

(5) 一九二五年設定土地法 Settled Land Act, 1925 の第三十六条第四項は、つぎのように規定する。すなわち、「土地にたいする未分

割持分権は、信託証書のもとで、または一九二五年財産法のもとでなされるばあい以外には、創設されることはできないものとする。そして、そのばあいは、売却信託の背後で効力を生ずるにすぎない。」と。

(6) [1932] 1 Ch. at p. 47 (Ibid. p. 255.)

(7) 「したがって、わたくしの結論は、二人のエクイティ上の共有不動産権者が居るとき、そのばあい、財産が売却されるまで、彼らのうちのおのおのは、土地の占有、通常の方法での使用と享有を、他方とともにできる、ということなのである。そして、彼らのうちのどちらも他方を追い出すことはできない。」と判決は述べている。 Ibid. p. 255.

(8) しかし、このことは、あくまでも、土地が売却されずにいるばあい、言えることであって、それ以外のばあいをも含むのではないことは、あきらかである。

そこで、本件のように、二人の意見が一致しないばあいは、どうなるのか、という疑問がおきてくるであろう。この問いにたいする答えは、つぎのようなことである。つまり、そのとき、家は売却されなければならず、売却金は、適当な割合において、母親と息子の間で、分割されなければならない、と。⁽¹⁾

(9) しかし、息子は、モモン・ロー上の所有権者であり、彼は、それを売却のための制定法上の信託のもとで保有していることになっている。したがって、彼は、家を売却することに同意するであろう、もう一人の受託者を指名することに、家を売却することができ、要するに、理論上は、息子が家を売却することは可能なことになる。⁽²⁾

(10) だが、ここで考えておかなくてはならないことは、母親が家に居るかぎり、家を空にして売却することは、事實上、不可能だという点である。母親は、息子の売却行為にたいして、事実上は、その占拠をもって対抗することができる。これを根拠づけるのは、一九二五年財産法の、二つの条文である。

まず第一四条は、つぎのように規定する。すなわち、「制定法は、そのような占有または占拠する権利の与えられずとも、現実には占有または占拠している者に、不利益なように、影響を与えるべきではない。」と。

また、第三五条は、売却のための信託は、「土地にたいして利害関係をもつ者たちの権利に効果を与えるため要求されるであろう、そのような条項にふくする。」と規定する。

したがって、母親は、この条文を根拠にして、現在の事実状態を、維持することができる。

(1) しかし、息子は、絶対に家を空にして売却することができないのだろうか。ここに、唯一つの救済手段が残されている。それは、母親の同意がえられないということを理由にして、裁判所に申請するという方法である。裁判所はこれにたいして、適当だと考える命令をなすことができる。そのばあいには、母親を追い出す命令をなすこと（それが正しく、適当であるとすれば）も含まれると考えられる。⁽³⁾

(1) 判決はいう。「質問がなされるかもしれない。本件で、彼らがしたように、二人が一致しないときは、どうなるのか、と。答えは、そのとき、家は売却されねばならず、売却金は、適当な割合において、母親と息子との間で分割されなければならない、ということがある。」⁴⁰ [1955] 1 All E. R. 255.

(2) 判決はいう。「……息子は、家のコモン・ロー上の所有権者であり、そして、彼は、それを、売却のための制定法上の信託のもとで保有している。彼は、現在の時点では、家を売ることができない。なぜなら、彼は、売却金のため、有効な受領証を与えることができないから。受領証を与えるには、二名の受託者が必要である（一九二五年受託者法第一四条）。息子は、この難点を、家を売却することを彼に同意するであろう、もう一人の受託者を指名することによって、克服することができるであろう（一九二五年受託者法第三六条第六項）。疑いもなく、二名の受託者たちは、母親の希望を考慮しなければならない。しかし、息子がより多額の抛出をしたようにみえるので、彼は、理論的には、売却についての彼女の希望を拒絶することができる。一九二五年財産法第二六条第三項を見よ。」⁴¹ Ibid. pp. 255-256.

ちなみに、一九二五年受託者法 Trustee Act 1925 の第一四条は、「つぎのように規定している。「第一四条第一項 何らかの信託または指名権 (power) のもとで、受託者に支払われることができ、移転されることができ、または引渡されることのできる、何らかの金銭、担保、またはその他の人的財産 (personal property or effects) にたいする、受託者の書面での受領証は、それ(ら)を支払い、移転し、または引渡す者にたいする充分な免責となるものとし、それらの使用に注意し、それらの損失または悪用につ

き、責を負うことから、かれを有効に免責するものとする。

同条第二項 本条は、受託者が信託法人であるべきを除き、単独の受託者が、つぎのものにたいして、有効な受領証を与えることを可能にする

(a) 土地の売却のための信託のもとで生ずる売却金またはその他の元金

(b) 一九二五年設定土地法のもとで生ずる元金

同条第三項 本条は、信託を創設する証書の中にこれに反するさだめがあつても、適用されるものとする」と。

また、同法第三六条第六項は、つぎのように規定する。「信託法人以外の単独の受託者が、最初から、一つの信託において行爲すべく指名されており、または指名されていたばあい、または、何らかの信託の事案において、最初からあるいは代理のいずれかの、そして、裁判所により指名されたか、またはその他の方法で指名されたか、いずれによつてもよいが、三名より多くない受託者が存在しているばあい、そのばあいおよびいかなるそのような事案においても、

(a) 信託を創設する証書もしあれば―により、新たな受託者を指名する目的のため、指名 (nominate) された一人または数人の者、あるいは

(b) そのような者が存在しないか、またはそのような者が行爲することができなく、また行爲することを欲しないとき、そのとき、当分の間、一人または数人の受託者は

書面により、附加的受託者、または附加的受託者たちとして、もう一人の者またはその他の者たちを指名することができる。しかし、信託を創設する証書もしあれば―、または何らかの制定法が、反対のことを定めていないときは、何人かの附加的受託者を指名することは、義務的でないものとし、また、受託者の数は、何らかのそのような指名により、四名をこえて増加されないものとする。」と。

一九二五年財産法第二六条第三項は、つぎのように規定する。「売却のための受託者たちは、実行できるかぎりにおいて、当分の間、売却まで、土地の地代と収益にたいする占有権に、受益的に利害関係を有する成年者の意見をきくべきであり、そして、信託の一般的な利益に一致するかぎりにおいて、そのような者たちの希望、または、争いのあるばあいには、多数の者たちの希望（彼らの結合した利益の価値にしたがひ）に効果を与えるべきである。しかし、買主は、この項の規定に従つて行なわれたかということを知ることにかかわらないものとする。……」と。

(3) 「本件において、母親は、エクイティ上の共有不動産権者として占有しており、現実の占拠をしている。そして、その権利にもとづき、彼女の同意がなければ、受託者たちにより追い出されることはできない。もし、受託者たちが、このような事情のもとで、空のまま売却することを望むとすれば、彼らがなすことができるであろう唯一のことは、母親の同意がえられないということを経由して、一九二五年財産法第三〇条のもとで、裁判所に申請することであろう。裁判所は、そのときにはそれが適当だと考える命令をなすことができるであろう。そして、それは、そのような命令のなされるのが正しくて、適当であるとすれば、母親を追い出す命令をも含むであろうとわたくしは考える。(Re Buchanan-Walston's Conveyance と Re Hyde's Conveyance を比較せよ)。」と判決は述べている。Ibid. p. 256.

ちなみに、一九二五年財産法第三〇条は、つぎのように規定する。「売却のための受託者たちが、売却すること、または、前二条のいずれかにより与えられた権能のいくつかを行使することを拒絶するとき、または、必要な同意がえられることができないとき、利害関係を有するいかなる者も、申立てられた取引行為に効果を与える、帰属命令またはその他の命令のため、または、売却のための受託者に、それに効果を与えるよう指示する命令のため、裁判所に申請することができる。そして、裁判所は、それが適当であると考えるような命令をなすことができる。」と。

第二章 ブル対ブル事件とデニング裁判官

息子と母親との間におきた、以上のような事件にたいして、イギリスの裁判官が、非常に複雑な法技術を用いながら、一つの結論をみちびき出した例を、見てきた。

ここで、ある紛争にたいして下された法的な価値判断と、それを根拠づけるために用いられた法技術とが、どのようにして出てきたのか、どうして、それが使われえたのか、というようにすることにつき、いまま少し、たちいって考えてみることにしたい。

まず、この事件では、家族が住んでいる家の所有権者——コモン・ロー上の——である息子と、その家から母親を追い出そうとして敗訴したのだが、このような結論が、どうして出てきたか、という点について、考えてみよう。こ

のばあい、むろん、問題となるのは、この事件がおきた当時の、イギリスの社会的、経済的事情である。そこには、おそらく、第二次大戦後の、未曾有の住宅難という事情もあったし、家族関係における、モラルの変化もあったであろう。しかし、社会的、経済的な条件が、具体的にどんな仕方、判決の結論に、影響を及ぼしたか、ということとは、これらの、一般的な条件を概説する仕事からは、あきらかにされることができないであろう。

そこで、ある一つの通路を設けて、そこから流れこんだものとして、社会的、経済的条件を位置づけるといふころみが、今のばあい、一つの、確かな方法だと言えるだろう。そこで、本章においては、この判決に關与した裁判官に注目して、裁判官と判決との關係から、この判決の結論を支持した、もろもろの要素を、さぐり出してみようと考へる。

第一章、第一節の註(1)の中に記しておいたように、この判決には、ホドソン、パーカー、デニングという、三人の裁判官が關与していたのであった。

しかし、ホドソン裁判官は、「わたくしは同意する。」と述べ、パーカー裁判官も、「わたくしも同意し、そして、つけ加えるべきなものもない。」と述べて、⁽²⁾ 判示をデニング裁判官ひとり、ゆだねてしまっている。

したがって、先にくわしく紹介した判決は、すべて、デニング裁判官の言葉で、語られている。

もちろん、ホドソン、パーカー裁判官が、同意するという結論だけを述べて沈黙していることから、ただちに、彼らの、この判決にたいする影響力の弱さという結論をひき出すことはできない。むしろ、完全に同意することにより、そういう形で、この判決の結論と理由づけを、支持したのだと、言わなければならぬであろう。したがって、本事件と、裁判官たちとの関連性について考察をすすめるためには、これら三人の裁判官について、ひとしく、考究がなされねばなるまい。

しかし、本稿では、さしあたり、この事件において、判決を語ったデニング裁判官のみに焦点を合わせて、判決と一人の裁判官との関連から、判決の結論が導き出される過程の一要素をあきらかにしてみたい、と考えた。

(1) [1955] 1 All E. R. 256

(2) *Ibid.* p. 256.

第一節 デニング裁判官の経歴

まずはじめに、デニング裁判官が、このブル対ブル事件を判決するまで、どのような経歴をへてきていたのか、ということから調べてみることにしよう。

インターナショナル・フーズ・フーの^(I)、一九六二―六三年版を見ると、デニング裁判官については、以下のような記述がある。

P・C、マスター・オブ・アーツ。英国の法律家。一八九九年生れ。教育、オックスフォード大学、マグダレン・カレッジ。

一九二三年、リンコンズ・インで、弁護士免許をうる。

一九三八年、勅選弁護士。

一九四四年、高等法院裁判官。

一九四八年から五七年まで、控訴裁判所裁判官。

一九四五年から四八年まで、軍事恩給控訴院のための裁判官。

一九四六年から四七年まで、婚姻事件訴訟手続にかんする委員会の委員長。

一九五七年から六二年まで、最高裁判所裁判官。

一九六二年より、控訴裁判所最上位裁判官。

刊行物。「法のもとでの自由、一九四九年」。「変化する法、一九五三年」。「正義への道、一九五五年」。

フヘイブ・クローズ、カクフイーランド、サセックス、イングリランド。

- (1) The International Who's Who. 1962-3. 26th ed. London.
(2) 原文を左に掲げたいから。

P. C., M. A ; British Lawyer ; b. 99 ; ed. Magdalen Coll., Oxford.

Called to the Bar, Lincoln's Inn. 23 ; K. C. 38 ; High Court Judge 44; Lord Justice of Appeal 48-57 ; Nominated Judge for War Pensions Appeals 45-48 ; Chair. Cttee. on Procedure in Matrimonial Causes 46-47 ; Lord of Appeal in Ordinary 57-62 ; Master of the Rolls 62-

Publ. Freedom under the Law 49, The Changing Law 53, The Road to Justice 55.

Fair Close, Cuckfield, Sussex, England.

右に述べたように、デニング裁判官が裁判官としての仕事をはじめたのは一九四四年であり、最初の四年間は、高等法院の裁判官としての職にあった。このうち、一年半ほど、検認、離婚および海事部、残りの期間は、王座部で、裁判をしていた。⁽²⁾

その後、控訴裁判所の裁判官を一〇年間、歴任する。⁽³⁾そして、最高裁判所の裁判官として六年間を過ごし、現在、ふたたび、控訴裁判所の首席裁判官としての職務にある。⁽⁴⁾

本稿で取り上げたブル対ブル事件は、一九五四年に判決されたものだから、控訴裁判所の裁判官として職務にあつた時代の、かなり後期においてなされたものだった、ということができよう。⁽⁵⁾

- (1) Appointed March, 9, 1944 Probate, Divorce and Admiralty Division.
(2) Transferred from P. D. A. Division October 24, 1945.
(3) Appointed to Court of Appeal October 14, 1948.

(4) Created a Lord of Appeal April 24, 1957.

(5) なお、デニング裁判官の経歴とともに、ここで、若干つけ加えておかななくてはならないことがある。それは、最近、イギリスの社会に大きな波紋を投じた、かのプロヒューモ事件につき、報告書をまとめた著者として、デニング裁判官の名が、わが国において、いっばんにその名を知られるに至った、という事実である。政治的にみても、いろいろ問題をふくむこのような事件の調査、報告を依頼されたということは、デニング裁判官の政治的、社会的な立場と無関係な問題ではなく、そのことはまた、同裁判官のこれまでの裁判、著書その他にあらわされた基本的なものの考え方を、イギリスの社会がどう評価しているかということとも関連するのだが、この点は、現在の筆者の能力をこえることでもあるので、本稿では触れない。後日、別の機会に研究、言及したいと思う。

いま一つ、デニング裁判官の著書にかんして、補足をしておこう。インターナショナル・フーズ・フリーは、同裁判官の著書のみをあげているが、このほかに、同裁判官の行なった講演を活字にしたものも出ている。たとえば、From Precedent to Precedent (1959), The Equality of Women (1960) など。

第二節 デニング裁判官とその判決の概要

前節において、デニング裁判官の経歴が、ごく簡単にはあるが、あきらかにされた。そこで、つぎに、同裁判官が、一九四四年に高等法院の裁判官になってから、一九五七年に、最高裁判所の裁判官になるまでの間、どんな種類の事件にたざざわったか、調べてみることにしたい。

ロー・リポーツと、オール・イングランド・ロー・リポーツの、二種類の判例集から、同裁判官の関与した事件をとり出して、リポーターが、事件の内容を簡略に示すため、つけた標題にしたがって、事件を分類すると、以下のよう⁽¹⁾な結果になる。

1. 地主と借地人 (Landlord and Tenant) 53件
2. 地代制限 (Rent restriction) 40件

3.	離婚	33 件
4.	夫婦	28 件
5.	年金 (Pension)	23 件
6.	過失 (Negligence)	18 件
7.	契約 (Contract)	17 件
8.	工場 (Factory)	13 件
9.	農業 (Agriculture)	12 件

ブル対ブル事件は、第一節の註(1)で述べておいたように、「共有不動産権 (Tenancy in common)」の事件として、表示されているから、標題からすれば、財産法の分野にぞくする事件とみることができよう。

しかし、ここで注意しなくてはならないのは、デニング裁判官が判決にたずさわった諸事件のうち、その標題から見て、財産法固有の分野にぞくする事件は、むしろ少なく⁽²⁾、しかも、共有不動産権にかんする事件は、一件もなかった、という事実である。

このことは、つぎのような推測を可能にするであろう。すなわち、ブル対ブル事件は、デニング裁判官が関与した事件のうちで、財産法、とりわけ、共有不動産権にかんする事件の系列に位置づけるよりは、むしろ母親と息子という、家族の間でおきた、家をめぐる争いにたいして、エクイティ的な解決をした事件であると、位置づける方が、適切なのではないか、と。

(1) ここで、お断わりしておかなくてはならないのは、リポーツの種類によって、事件の標題もことなるばあいのあることである。

原則として、ロー・リポーツの標題によることとし、それにのせられていない事件でオール・イングランド・ロー・リポーツにのせられている事件は、その標題にしたがうことにした。そこで、たとえば、ロー・リポーツでは、「地主と借地人」という標題は「地代制限」の事件をも含んでいるが、オール・イングランド・ロー・リポーツでは、両方の標題がみられる、という相違がでて

きている。したがって、本文でかかげた「地主と借地人」の事件の中には、「地代制限」にかんする事件も含まれており、したがって、純粹に「地代制限」にかんする事件は、実さいにはもっと多いということになるであろう。

(2) 財産法関係の事件は、以下のようなものである。使用許可 (License) 3件、不動産代理人 (Estate agent)、被使用許可者 (License)、各2件、賃貸借 (Lease)、死手 (Mortmain)、セトルメント、分割権 (power of apportionment)、信託、贈与、不作為約款 (Restrictive covenant)、寄託、土地の売買、捺印証書、地役権、以上各1件づつ。

第三節 デニング裁判官と家族法にかんする判決

先にも述べたように、ブル対ブル事件を、デニング裁判官が関与した多くの事件の中で、家族法に近いものとして位置づけてみると、どのようなことが、あきらかになってくるだろうか。

前節で紹介したように、事件の標題としては、「離婚」というのが、もっとも多かった。また、標題が、たとえば「実務 (Practice)」となっても、その内容を見ると離婚の事件であることもあり、また、ロー・リポーツの種類によっては、離婚事件が、「遺棄」、「姦通」と標示されていることもあるから、実質的意味で、離婚にかんする事件は、もっと多いと言えよう。

したがって、これらの離婚の事件において、デニング裁判官が、夫婦生活の破綻という現象にたいし、どのような価値判断をもって、のぞんだか、——このことは、また、同裁判官の婚姻観をも示すものである——という点について、考究することは、割合、容易でもあるし、きわめて、興味ふかいことでもあるのだが、さしあたって、ブル対ブル事件とは、直接の関係がないので、本稿では詳述していない。

そこで、本節では、親子関係について、同裁判官が関与した判決と、夫と妻の間で、彼らの家について争いがおきたとき、同裁判官がどんな役割を果たしたか、ということを見ておくこととした。

これまでも、くりかえし述べたように、ブル対ブル事件は、母親と成人した息子夫婦との間におきた争いが、原因になっていたのだから、それまでに、このような事実問題が、あらそわれた事件があったかどうか、また、その事件で、デニング裁判官は、どのような態度をとったか、という点について、調べてみることにしよう。

母親と息子夫婦という家族関係があるとき、デニング裁判官は、夫婦生活の方を、第一義的に考えるかどうか、また、そもそも、母親対息子夫婦という関係を、特殊なものと考えているかどうか、という問題がおきてくるが、この点にかんするかぎり、答えは明瞭な形で、出てはこない。

このような事実関係が判決の中にあらわれてくる事件は、一件あるので、ここに、そのあらましを紹介しておく。

まず、一九五〇年に、つぎのような事件があった。

マンロ対マンロ事件 *Munro. v. Munro* ⁽¹⁾ において、争いの当事者である夫と妻は、夫の母親のものであるピラ——南フランスにあった——のフラットに住んでいたが、母親が支配的な性格であり、夫の方も、飲酒にふけて仕事に着かないので、妻は夫のもとを去って、ロンドンに移り住んだ。夫は、ロンドンの妻のもとを訪れるが、妻には、フランスにもどることをすすめる。妻には、夫と、生活をともにする気持はあるが、その生活という中に、夫の母親は、含まれていない。

妻の訴にたいして、「夫は、申請者(妻)のもとにもどること。彼女に、夫婦生活の権利 (*conjugal rights*) を与えること」という命令が下されるが、夫は、妻がこのような命令をうることはできない、と争う。

控訴裁判所のバックニル、デニング、ロクスバロの三裁判官は、以下のように判示した。すなわち、夫が、フランスのピラで家庭をつくるという申出をしたのを、妻が拒絶するには、相当の理由がある。彼は、妻に適当な家を提供

するといふ彼の義務を怠っている。彼女に、夫婦生活の権利を与えるよう指示することは、可能である、と。

この事件で、デニング裁判官は、夫と妻の間におきた別居の事実関係について述べたのち、「本件の妻は、彼女の夫が、(そう)できるし、(そう)すべきであるように、姑からはなれて相当な家を用意することを、彼にもとめる権利がある、とわたくしは考える。」と言っている。⁽¹⁾

(1) [1950] 1 All E. R. 832.

(2) デニング裁判官は、つぎのように述べた。すなわち、「この夫婦が、家庭をつくりあげることは、夫の非合理さのために、これまでのところ、失敗してきた。彼は、非常に支配的な性質をもつ彼自身の母親の隣室のフラットに住むため、フランスの南部に妻を連れて行った。妻は六カ月、滞在した。そして、それから、それ以上、そこに、そのような状態で居ることができないので、彼女は、イングランドにもどってきた。妻が離別のため、実際の原因をつくったということとは明白である。唯一の招きは、彼女が同じ条件のもとに住むために、彼女はもどるべきだ、ということであった。あきらかに、このことを彼女は行なう義務はなかった。それでは、彼女の救済手段は何であるのか？ 彼女は、夫婦生活の権利を回復するための命令をもとめる。そして、彼女がなぜそれをもつべきでないかという理由をわたくしは見出さない。妻の夫婦生活の権利は、多くのことがらを含み、その正確な外延は、おのおのの事件の諸事情にかかっている。本件の妻は、彼女の夫が(そう)できるし、(そう)すべきであるように、姑からはなれて相当な家を用意することを、彼にもとめる権利があるとわたくしは考える。」と。Ibid. pp. 833-834.

本件にかんするかぎり、デニング裁判官は、少なくとも、夫婦を中心とする家庭を第一に考え、夫がその母親に依存したような生活をすることは認めない、という立場をとるのだと結論できるかもしれない。

また、バートラム対バートラム事件 *Bartram v. Bartram*⁽¹⁾ で夫婦間に遺棄があったかどうか問題になったとき、バックニル裁判官の判示にあらわされた事実によれば、夫婦の間が疎遠になってから、夫が妻のもとを去って、母親の住むところに行ったことがあきらかにされているが、同裁判官は、妻が、夫とともに、そこに行って住まなかつたのは、夫の母親が嫌いだったからではなく、彼女の仕事——学校の教師であった——にとって不便であったから、と

だけ述べていて、あまり、問題にしていない。

デニング裁判官も、「わたくしは同意する」と述べて、少しつけ加えたただだが、この事件を、もっぱら、夫と妻の間の遺棄の問題として論じているので、母親との関係については全く言及していない。

(一) [1949] 2 All E. R. 270; [1950] PDAD 1.

以上に、ごくあらまし紹介した事件からすれば、母親と成人した息子夫婦との関係については、デニング裁判官は、とりたてて特別の価値判断をしてきたと言うことはできない。むしろ、特別のことを言うまでもないほど、夫婦単位の生活が中心で、親子の関係は従的なものだということを前提にしていた、と言えるかもしれない。

では、ブル対ブル事件の背後に、家族関係にかんして、注意すべき事件は、もう、なかったのだろうか。

先にも引用したように、デニング裁判官は、このブル対ブル事件の判決のはじめの部分で、つぎのように説いたのであった。すなわち、

「同じようなできごとが、家族のうちにおいて、しばしば生ずるにちがいない。しかし、きわめて不思議なことであるが、この点にかんするいかなる先例もない。」

と。

たしかに、母親と成人した息子夫婦との間で、家について争いがおきたという事件は、存在しなかったから、その意味で、デニング裁判官が、「いかなる先例もない」と述べたことは、正しかったであろう。

しかし、一九五四年、デニング裁判官が、このような判決をする以前に、夫と妻の間では、文字通り「不幸な」という以外に形容もできない、この種の事件が、くりかえし、おきていた。

そして、それらの事件の相当数のものに、デニング裁判官は関与しており、しかも、非常に積極的な発言をしてい

説
たという事実がある。⁽²⁾そこで、ブル対ブル事件の背景を理解するというかぎりで、これらの夫婦間でおきた事件のあらましを見ておくことにしよう。そして、それらの事件と、ブル対ブル事件との相違点、および関連性とを対比しておこう。

(1) デニング裁判官は、ブル対ブル事件の判決の冒頭で、「これは、母親と息子の間でのもっとも不幸な (a most unfortunate) 争いである。」と述べたが ([1955] 1 All E. R. 284.)、母親と息子にかぎらず、家族の間での争いは、すべてそうであらう。

(2) この点については、拙稿「イギリス夫婦財産法の諸問題——戦後の判例の発展——」北法一〇巻合併号一六一頁(昭和三五年)および拙稿「イギリスにおける妻の財産法上の地位」(三)「北法一二巻三号一二〇頁、四号六九頁、一三巻一号一〇四号(昭和三七年)を参照していただければ、さいわいである。

まず、ブル対ブル事件では、母親と息子とが、家を買うために、それぞれ、ある金額を出しあったという事実があり、それゆえ、家は息子名義であって、彼がコモン・ロー上の不動産権者であるけれども、エクイティ上、息子と母親は、共有不動産権者だ、とされた。

夫と妻の間にも、同じようなことは、おこりうる。

ブル対ブル事件より、ほんの少し前におきたリムマー対リムマー事件 *Rimmer v. Rimmer* ⁽¹⁾において、家が四六〇ポンドで買われ、最初、妻の貯金から、二九ポンド支払われた。残りの四三一ポンドは、建築組合から、借りたが、そのうち、一五一ポンドは、夫が妻にわたす家計費から、残りの二八〇ポンドは、夫が戦役にふくしていた間、妻自身の金銭から、支払われた。

さて、あとになって、夫婦の間で、争いがおき、家が、二一一七ポンドという高値で売れたとき、この金銭を、夫と妻の間で、どのように分けるか、ということが、問題になった。

もちろん、家の名義は、夫なのであったから、事実関係は、ブル対ブル事件と、きわめて似ていたと言わざるをえ

ない。

本件の判決にたずさわったデニング裁判官は、このリムマー対リムマー事件では、夫と妻が、現実に出しあった金額そのものにこだわらず、このさい、家の権利は、夫と妻の両者に、共同に (jointly) ぞくする、と結論したのである。

夫と妻が、現実に出した金額は、先にも述べたように、ことなっていた——このばあい、妻の方が、より多くの金額を出していた——のだが、このことは、かえりみられない。なぜなら、名目上、妻の貯金になっ^ていても、夫婦のばあい、それは、全部、妻のものだとは言えないから、というのが、その理由である。

デニング裁判官の判決を、ここに引用しておこう。

「……彼らが、一緒に住んでいた間、重要なことは、抵当(債務)を支払うことであり、そして、それが誰の金銭から支払われるかということは、重要なことではなかった。何年かののち、彼らが別居したとき、妻が、彼女自身のものにつき、そのようにしておくを貯金することができたのは、家計のために夫の金銭を使用することによって、はじめて(できたこと)なのだ、ということをおおくと、夫は、二八〇ポンドにたいして、何がしかの請求権を与えられねばならない(ということになる)。それは、実さいは彼ら共同の努力によって貯蓄されたのであり、彼女ひとりによつたものではない。」

と。
また、ブル対ブル事件では、母親と息子の家にたいする権利は、エクイティ上の共有不動産権であることに由来しているが、夫と妻のばあいは、そのように法律構成されていない。デニング裁判官の言葉によれば、

「当事者たちは、彼ら双方のため、継続的な設備として予定された家を買う金銭を、彼らの共同の努力によって貯蓄するばあい、普通、推論されることは、権利は彼ら双方に共同にぞくする、ということだと私には思われる。財産は、夫単独の名義で、または妻単独の名義で買われるかもしれない。それにも拘わらず、もし、それが、彼らの共同の努力によって貯蓄された金銭で買われるなら、そし

て、一方と他方の努力を区別することが全く不可能であるなら、権利は、彼ら双方に、共同にぞくすると推定されるべきである。」⁽²⁾
 ということになる。

このように、夫と妻の間では、彼らは、各自が出しあった金額が、たとえ明瞭にわかっていたとしても、それは顧慮されず、等しく権利を与えられること、また、夫と妻が、家にたいして、共同に (jointly) 権利を与えられるのは家を買うために、金銭を支出していた間、彼らが、夫婦という共同生活をいとなんでいたという事実、また、夫婦にとって、家というものは、特別な意味をもつのだという判断から生じた結論なのであった。

この点、母親と息子のばあい、出しあった金額は、そのままとめられており、各自が家にたいして権利を与えられるのは、抛出があったという事実にもとづく、エクィティ上の共有不動産権という、財産法上の権利を根拠としていること、したがって、その持分権も、抛出の額に比例すると考えられていることに、特徴があると言えるであろう。

(1) [1953] 1 Q. B. 63, C. A.; [1952] 2 All E. R. 863.

(2) [1952] 2 All E. R. 868-869.

(3) [1952] 2 All E. R. 869.

つぎに、ブル対ブル事件では、家が売却されるまで、母親は家にとどまることができるとされているが、夫と妻のばあいは、どうであろうか。このさい、母親が家にとどまることができるのは、エクィティ上の共有不動産権者としての地位にもとづいてであった。

夫婦の間での争いにあつては、主として、妻が、家にとどまることができるか否かが、問題とされた。なぜなら、通常、夫婦の住む家は、夫の名義であり、したがって、夫と妻の間に争いがおきれば、夫は、家の所有権者として、

妻を追い出すことができるのではないか、という問題が生ずるからである。第二次大戦後、夫婦関係の破綻と住宅難の増大の結果、右のような問題は、深刻な様相を呈した。そこで、「遺棄された妻が、夫婦の家にとどまることのできる権利」という判例法が確立されたわけだが、そのさい、妻は、どういふ権利にもとづいて、夫婦の家にとどまることのできるとされたのか、その点だけを、ブル対ブル事件との関連で、ここに紹介しておくこととしよう。

一九四七年のハッチンソン対ハッチンソン事件 *Hutchinson v. Hutchinson*⁽¹⁾で、夫は、ほかの女性と住むため、妻と病氣の子を家に残して出て行ったので、妻は、裁判上の別居の判決をえた。このようにして、妻子を遺棄した夫が、家の所有権者であることを理由に、家を明渡すよう、妻に訴を提起してきたとき、裁判所は、夫は妻を追い出す権利をもたず、追い出すことができる否かということは、裁判所の裁量権にぞくすることがらである、と判示した。⁽²⁾このとき、単独で判決にあたったのが、デニング裁判官であったが、この事件では、なぜ、妻の居住権の存否の判定が、裁判所にゆだねられているのか、そここの理由は、あきらかにされていいい。

(1) [1947] 2 All E. R. 793.

(2) デニング裁判官が、この事件で判決したところを引用しておこう。彼は、以下のように述べた。「コモン・ロー上、夫は、妻を家から追い出す権利をもたなかった。彼は、彼女を不動産回復訴訟、不法侵害、または何らかのその他の不法行為で訴えることはできなかった。彼の唯一の権利は、一八八二年妻財産法第一七条のもとで（与えられるもので）あるが、それは彼が、現在、請求している権利を、彼に与えているのではなく、裁判所が適当であると考えるような命令を与えることを、裁判所に（未決定のまま）残している。裁判所は裁量権をもっており、それはもちろん、裁判手続によって行使されなければならない。妻は、全く正当に行動した。そして、もし裁判上の別居のための命令が存在しなかったら、夫は、明らかに妻を追い出すことはできなかったであろう。裁判上の別居の命令は、何らかの相違を生ずるか？ わたくしの見解では、それは、生ぜしめないのだと思う。当事者たちは、夫婦である。永久的な扶養の命令をなすにさいして、裁判所は、彼女がなお、家に居るといふ事実を考慮に入れるであろう。」

しかし、裁判所は、第一七条にもとづくばあいを除き、彼女を追い出すことを命ずることはできない。裁量権は、わたくしのもとにあり、そして、わたくしは、妻と息子を彼らの家から追い出すのは、不当であろうということを、十分に納得する……」と。

Ibid. 793.

先に見たように、妻が、どのような理由で、夫婦の家にとどまることができるとか、という問題は、夫婦間の争いでは、つっこんで議論されなかった。この問題は、むしろ、第三者が介入してきて、はじめて、あきらかにされてゆくのである。

たとえば、これは、借家をめぐって争いのおきた事件であったが、一九四九年 Old Gate Ltd. v. Alexander and another⁽¹⁾において、妻と家具を残して立ち去った夫が、家主にたいしてなしたアパートの賃借権を放棄する意思表示は、有効か否かが、問題となったとき、このばあい、妻が残っているかぎり、夫は、賃借権を放棄することはできない、と判示された。その理由は、「妻は、夫婦の家において、特別の地位を有しているからである。」⁽²⁾とデニング裁判官は述べている。同裁判官の説くところによれば、彼女の頭上に屋根を与えることは、夫の義務だとされるのであり、したがって、彼は、彼女の行くべき適当な場所のあることを、見とどけることなしに彼女に出て行けと告げることはできないのである。⁽³⁾

この点を、今少しくわしく述べた事件として、一九五二年のベンドール対マックウォーター事件 Bendall v. McWhirter⁽⁴⁾を見ておこう。

この事件は、家の所有権者である夫と、彼の破産受託者との間でおきた争いであるが、家には、彼の妻が、遺棄されて、残っていたのである。ここで、妻の権利の性質が問題となったが、デニング裁判官は、つぎのように、説明した。すなわち、このばあい、妻の権利は、必需品にたいして、夫の信用を担保に入れる権利に、非常に類似してい

る、と。ところで、妻にとって、もっとも明白な必要品は、屋根であろう。したがって、夫が、家の所有者、あるいは賃借人であるときでも、妻は、夫の信用にもとづいて、家にとどまる撤回不可能の権利をもっている、と。このばあい、妻の占有は、契約上の被使用許可者のそれに比較しうべきものである。しかし、妻のもつ使用許可は、裁判所の判決によるばあい以外に、撤回されることはできない、と。

このように、妻が家にとどまることができるのは、妻であるという特殊な地位にもとづく、被使用許可者として、であり（このほか、たんなるエクイティ上の権利にもとづくのだとした判例もある）、そして、家を立ち去ることを要求されるのは、一八八二年妻財産法第一七条のもとの、裁判所の命令によるばあい以外にはありえない。しかも、そのさい、適当な代替家屋が、用意されていなければならない。

ブル対ブル事件においては、先にも述べたように、エクイティ上の共有不動産権者の間で、家について意見が一致しないとき、裁判所から、売却の命令をえることができ、そのさい、裁判所は、家に残っている者に、立ち去るよう要求することができるが、それは、一九二五年財産法第三〇条にもとづくのであり、しかも、そのさい、代替家屋について条件を付してやらなければならない。

このようにして、ブル対ブル事件と、夫婦間の争いとは、結論はよく似ているけれども、それぞれ、根拠とされるところが異なっていることに、気付かれるであろう。

(1) [1950] 1 K. B. 311, C. A.; [1949] 2 All E. R. 822.

(2) [1949] 2 All E. R. 825.

(3) Ibid. 825.

(4) [1952] 2 Q. B. 466, C. A.; [1952] 1 All E. R. 1307.

(5) [1952] 1 All E. R. 1311.

(6) Westminster Bank, Ltd. v. Lee and another [1955] 2 All E. R. 883.

(7) Stewart v. Stewart [1948] 1 K. B. 508 ; Cristel v. Cristel [1951] 2 K. B. 725, C. A. を参照。

以上に説明したように、一九五四年、ブル対ブル事件の判決を行なうまで、デニング裁判官は、夫婦の間におきた家の権原をめぐる争い、また、夫所有の家に遺棄された妻が、家にとどまることができるか、という事件において、判例法の発展に寄与するところ、きわめて大きかったのである。

したがって、デニング裁判官が、ブル対ブル事件において下した判断は、以上のような夫婦の間におきた多くの判例を背景に見れば、とくに目新しいものであったとは言えないし、個々の判断にしても、夫婦間の争いの中に、すべて、その原型を見出すことができると言って、過言でない。

だから、ここで、もっとも注目すべきだと思われるのは、たびたび、くりかえすことだが、デニング裁判官が、本件については、いかなる先例も存在しないと述べた点である。一連の法的価値判断を行なううえで、その背景にあって、あきらかに重要な働きをしたと思われる、夫婦間の争いは、デニング裁判官にとっては、結局のところ、非常によく似た型の事件であったにしても、先例とは考えられていなかったわけである。

では、ブル対ブル事件と、夫婦間での財産法上の争いとを区別するものは、何だったのであるうか。それは、母親と息子との関係を、エクィティ上の共有不動産権者間の関係として把握したということ、すなわち、すでに一点一点ほどに分けて、先に紹介した、あの複雑きわまりない、財産法上の法律構成を展開したという、その点だったのではないだろうか。

一つの判決がなされるときには、ある結論を支える法的価値判断があって、語られる法は、その法的価値判断を正当化し、合理化する手段にすぎない、と考えられている。そして、この正当化ないし合理化が、効果的であるために

は、どのような条件が必要か、とか、そもそも、そのような法的価値判断が、どうして出てきたか、という点を、科学的に考察することが重要だと考えられてもいる。この考え方の適切なことは、いまさら言うまでもないことだが、ブル対ブル事件と、デニング裁判官、そして、デニング裁判官がそれまでに行なっていた判決を調べてみて、気付くことは、本件のような事案のばあい、判例の基礎となつて法的価値判断の科学的な分析も、重要な課題ではあるが、その合理化にさいして用いられた言葉の論理構造を分析することも、見すごすことのできない重要な課題ではないか、ということである。

ブル対ブル事件は、夫婦間の財産関係にかんする判決にくらべると、その法的価値判断より、その法律構成の技術性のゆえに、われわれの注意をひく。それは、夫婦よりは、親子の方が、財産法的な構成をしやすかったから、という理由に、もとづくのであつたかもしれないが。

そして、その結果、共有不動産権の性質というものが、従来より、より明確なものとなつた。

法が発展するということの意味の中には、社会、経済の変化につれて、法的価値判断が変化し、それを合理化するため、法律構成に努力する結果、今まで見えなかつた過去の判例とか制定法の条文が、ちがった角度から、よりよく見えてくるようになる、ということが、ふくめられるのではないだろうか。

最後に、結びの部分で、ブル対ブル事件が、イギリス法を説いている本の中では、どのようにとりあつかわれているか、ということ、テキスト・ブックなどを参照して考察し、ここで、述べたことの意味を、もう少し深く考えてみたいと思う。

結び—ブル対ブル事件の意味

結びの部分で叙述することは、適當でないのだが、ここで、ブル対ブル事件が、テキスト・ブックなどで、どのようにあつかわれているか、見ておくこととしよう。

まず、イギリスの財産法にかんするテキスト・ブックのうちから、チェンジャーの「不動産についての現代法 (Cheshire, *The Modern Law of Real Property*, 9th ed. 1962) をとり出す。

このテキスト・ブックで調べてみると、ブル対ブル事件は、二カ所において、引用されていることが、わかる。(二九七頁および三〇八頁)。

チェンジャーは、「第一篇現代法研究への序説 (Book I. Introduction to the Study of the Modern Law)」につき、「第二篇土地における不動産権 (Book II. Estates and Interests in Land)」を説くのだが、その中で、問題を二つに分けている。

第一は、「占有附絶対的単純不動産権 (The Estate in Fee Simple Absolute in Possession)」第二は、「厳格セメントルメントまたは売却信託のもとで生ずる (エクシテンス) 不動産権 (Interests arising under a strict Settlement or Trust for Sale)」である。

この、第二の権利の中で、「併存する不動産権 (Concurrent Interests)」がとりあげられ、そこでは、「古い法 (the Old Law) と現代法 (the Modern Law) とがとりあつかわれていて、この古い法を説いた箇所、合有不動産権 (Joint Tenancy)、共有不動産権 (Tenancy in Common)、相続財産共有 (Coparcenary)、夫婦全部保有 (Tenancy in Enteries) につき、説明がなされていく。

ブル対ブル事件が、註の中にあらわれるのは、まず、この合有不動産権についての、説明の部分においてである。チェンジャーは、「共有不動産権が、合有不動産権より優先するばあい (Cases where a tenancy in common preferred to a joint tenancy)」として、パターンを三つ挙げているが、その一つに、「(b) 合有的に土地を買った者たちが、購入金を等しくない割合で供給するばあい」がある。

ここに、以下のような叙述がみられる。⁽¹⁾ すなわち、

「買主たちが、単純不動産権において、彼ら自身にたいする不動産譲渡を取得するとき、彼らは合有不動産権者であり、彼らの一人が死亡すると、すべての不動産権は生存者に移転する、というのが、コモン・ロー上の不変の原則である。エキイティは、同様な態度をとり、彼らが、合有的に取得することを意図しなかったということが推論されなければ、買主たちを、共有不動産権者として、とりあつかわない⁽³⁾。」

このようにして、このことが、推論を生ぜしめるであろう唯一の事情ではないけれども、等しくない割合で金銭を拠出する買主たちは、譲渡された土地の共有不動産権者とみなされうる、ということが、確立されている。⁽⁴⁾

と。

右に引用したくだりのうち、註4のところ、ほかの事件とともに、ブル対ブル事件が引用されているのである。ここで引用された部分で述べられていることは、以下のようなことがらであろう。すなわち、二人以上の買主が、単純不動産権で、土地を譲受するばあい、コモン・ロー上の原則によれば、彼らは、合有不動産権者である。エキイティ上も、同様である。但し、彼らが合有的に取得することを意図しなかったと推論されるばあいは、この限りでない。(すなわち、このときには、共有不動産権者としてとりあつかわれる。)

そこで、この推論のなされる、一つの事例を挙げるならば、買主たちが、等しからざる割合で、金銭を出しあつたというばあいがそれである。このとき、買主たちは、共有不動産権者とみなされる、と。

ブル対ブル事件は、まず、この最後の部分を「判示した」事件と、考えられているわけである。

したがって、第一章、第二節の(3)で述べたところが、ここに引用されているのだということがわかる。ただ、ここで、注意しなくてはならないことがある。

チェッシャーは、「等しくない割合で金銭を拠出する買主たちは、譲渡された土地の共有不動産権者とみなされる」という判示について、ブル対ブル事件を引用したわけだが、デニング裁判官は、「等しくない割合で」金銭を拠出した点が重要であるように、判決の中で述べたのではなく、むしろ、ただ、金銭を拠出したことにもとづいて、エクィティ上の共有不動産権をもち出したのだから、チェッシャーのここでの引用の仕方は、やや、不正確だったと言わざるをえない、ということである。

(1) *Chestire, The Modern Law of Real Property*, p. 297 (1962)

では、つぎに、三〇八頁では、どのような問題との関連で、ブル対ブル事件がとりあげられているのであろうか。

チェッシャーは、「現代法」というタイトルのもとで、まず、一九二五年の財産法によって、併存的不動産権が、変更をこうむったことについて、説明する。

合有不動産権は、この制定法により、変更されなかったが、共有不動産権は、その複雑な法律関係のゆえに、制定法による変更をこうむったのである。

チェッシャーの叙述によれば、

「すべてのそのような混乱を終結させるために、財産法は、共有不動産権にかんする法に改革をおこした。

その目的は、そのような不動産権にふくする土地が、権原または不動産権者の受益的な権利を考慮に入れる義務を買主に負わせることなしに、売られることができることであった。この目的の達成にたいする最初の措置は、つぎの制定法である。」⁽¹⁾

とされている。そして、このあと、一九二五年財産法第一条第六項（前述）をあげて、チェッシャーは、さらに、つぎのようにつづける。

「未分割持分権」という表現は、制定法においては、共有不動産権を示すために一貫して用いられているということが、注意されるべきである。そして、この特別な制定法（の条文 enactment）が意味するところのものは、*コモン・ロー上の共有不動産権 (a legal tenancy in common)*、すなわちコモン・ロー上の不動産権の共同保有（*a tenancy in common of a legal estate*）は、再び存在しえない、と断言することである。⁽²⁾」

「それから、土地における未分割持分権は、売却信託の背後におけるばあいを除き、創設されえない、ということが規定されている。このことは、二つの結論をふくむ。

第一、コモン・ロー上の不動産権は、売却信託のため、合有不動産権者により保有されなければならない。

第二、共有不動産権者の主題は、土地から金銭に変わる。なぜならば、われわれがすでに見たように、売却されるよう指示された土地は、エクイティ上は、すでに売却されたものとみなされるのであるから。⁽³⁾」

そして、この註4の中に、ブル対ブル事件が引用されている。そこで、この註4を、より詳しく見てみよう。

註4 それにもかかわらず、エクイティ上の共有不動産権者は、土地にたいする権利ではなく、動産にたいする権利を保有するのだというこの原則は、例外から自由なわけではない。かくして、売却まで、彼らは、コモン・ロー上の共有不動産権者が、一九二六年以前にもっていたのと同様な、土地にたいする占有権をもつのである。Bull v. Bull [1955] 1 Q. B. 234, [1955] 1 All E. R. 253. . .」

以上に引用したところから理解されるように、チェッシャーは、ブル対ブル事件で判示されたことがらのうちで、前に、第二節(7)で述べたところを、引いたのであった。この部分の引用の仕方は、不十分ではあるにしても、誤りではない。しかし、むしろ、これで、ブル対ブル事件の判示事項をすべてつくしたと言えないことも、あきらかであ

- (1) *Cheshire, op. cit. p. 308.*
- (2) *Cheshire, op. cit. p. 308.*
- (3) *Cheshire, op. cit. p. 308.*

先に見たのは、テキスト・ブックであったから、その引用の仕方、きわめて簡単だったと言えるかもしれないので、つぎに、ホールズベリーのローズ・オブ・イングランド (*Halsbury's Laws of England, Vol. 32, 3rd ed. (1960)*) では、どの程度、どの箇所が引用されているか、調べてみることにしよう。

(1) まず、物的財産 (Real Property) というタイトルのもとの、第五章 共同所有権 (Part5 Co-ownership) の第一節は、「合有不動産権」であり、その中の第一款は、「どのようにして生ずるか (How arising)」と題されているが、そこには、以下のような記述がある。

「五一五、コモン・ロー上の合有不動産権の創設。……しかしながら、分離 (severance) の文言 (words) が存在しないにもかかわらず、エクイティ裁判所が、エクイティ上、共有不動産権が存在すると宣言するであろう、特別のばあいが存在した。」^(h)

この註 (h) を見てみよう。

註 (h) かくして、等しくない割合において、購入金を出す買主たちにたいする不動産譲渡は、不動産譲渡の形式にかかわらず、エクイティ上の共有不動産権をつくることができる。

そして、ここに、ほかの事件とともに、ブル対ブル事件が引用されている。これは、先にあげたチェンシャーのテキスト・ブックにおける引用と同じく、ブル対ブル事件の判示事項のうち、(3)の部分を引用したものであることがわかる。

(2) つぎに、第二節「共有不動産権」の中の第一款「どのようにして生ずるか」の箇所に、以下のような記述がある。

「未分割持分権が信託として創設されるとき、それらが創設される証書は、信託証書であり、そして、制限的権利であると否とを問わず、未分割持分権が、占有のとき直ちに効力を生ずることになっているばあいには、売却のための制定法上の信託が課せられる。」⁽²⁾

と。そして、註(b)には、つぎのような説明がある。

註(b) ……ブル対ブル事件において、土地はAに譲渡されるべきだと明示されていたが、Bが購入金の一部分を拠出したばあい、Aは、エクイティ上の共有不動産権者であり、一九二五年設定土地法、第三六条第四項により、売却信託が課せられる、と判示された。しかしながら、信託証書は存在せず、そして、前掲法律の第三六条第四項も、一九二五年財産法の第三四条も、現実に、この事件を包含しなかったように思われる。

このようにして、デニング裁判官の判示には、いささかの疑問が、投げかけられているわけである。

(3) 同じ節の中での、第二款 附随条件 (Incidents) の部分には、以下のような記述がある。すなわち、

「五三五、現在の共有不動産権。……エクイティ上の共有不動産権者は、コモン・ロー上の共有不動産権者が、以前にもっていたと同じような、土地の占有、および通常の方法での、土地の使用、享有にたいする権利をもっている。但し、その権利がエクイティ上のものであって、コモン・ロー上のものではないことから、必然的に生ずるような相違のみには、あくするものとする。したがって、二人の共有不動産権者のうちの一人は、彼がコモン・ロー上の不動産権の単独の受託者であるばあいでさえも、他方を追い出すことはできない。」⁽³⁾

と。そして、ここで、ブル対ブル事件が引用されている(註(b))。

ここには、第一章、第二節の(5)および(7)、とりわけ、註(1)と(7)で述べられた箇所が、引用されているとみることが出来る。

(4) 第三款は、「制定法上の信託」と題されているが、そこでの記述は、一九二五年財産法第三〇条（前述）の内容を紹介したものである。そして、そこにふされた註Oの中で、次のような説明がなされている。

註b ……本条のもとにおいて、占有のための命令は、もし、受託者が、占有を明渡して売却することを欲するときには、共有不動産権者に不利になされることができ。

と。そして、ブル対ブル事件が、引用されているが、この部分は、判決の最後で、デニング裁判官が述べたところである。

(5) 第四款は、「共有不動産権の終了」と題され、分割の態称につき、つぎのような記述がある。すなわち、

「……分割訴訟は、不用で、廃れたものとされた。」^(c)

そしてまた、

「合意による分割は、長いこと、コモン・ロー上は可能であった。そして、共同所有権者の受益的な権利は、売却のための信託の背後で、今では、エクイティ上、効力を有するが、彼らは、コモン・ロー上の共同所有権者が、一九二六年以前にもっていたと同じような、合意により、土地を分割する権利をもっているように思われるであろう。但し、彼らの権利がエクイティ上のものであって、コモン・ロー上のものでないことから必然的に生ずるような、相違にはふくするものとする。」^(a)

そして、この最後の部分について、ブル対ブル事件が引用されているのである。

(1) Halsbury, op. cit. p. 331.

(2) Halsbury, op. cit. p. 340.

(3) Halsbury, op. cit. p. 341.

(4) Halsbury, op. cit. p. 343.

(5) Halsbury, op. cit. pp. 344, 347.

これまで見てきたように、ブル対ブル事件において、先例のなかった事件に、一つの法的な解決が与えられた。そのこととの関連で、判決を述べたデニング裁判官に注目して、そのときまで、同裁判官が行なっていた判例の中で、ブル対ブル事件が、どんな位置を占めるか、ということ調べてみた。そこで、あきらかになったことは、デニング裁判官が、ブル対ブル事件で、一つの法的な解決を行なったことの背後には、それまで、同裁判官が判決にたずさわった、家族法関係の、沢山の判例があり、同裁判官とともに、それらの判決に参加した、数多くの裁判官たちが居り、それらの判決を支持したであろう、もっと多くのひとびとが居た、ということである。それらのすべてを背景にして、デニング裁判官という通路を通して、ブル対ブル事件における、法的価値判断が成立したのだったと、みることができるであろう。

デニング裁判官は、それまでに行なった家族法関係の諸判例の先例性を言わないけれども、しかし、それらの影響のもとに、ブル対ブル事件の解決が行なわれたのだ、ということ、否定しえない事実であろう。

このように見てくるならば、ブル対ブル事件は、事件の解決そのものとしては、とりわけ重要な事件であった、と言えないのではないかと考えられてくる。

しかし、第一章で、くわしく紹介したように、そのとき用いられた、ちみつな法技術がここで、われわれの注意をひくのである。先に紹介したように、ブル対ブル事件で述べられたことがらは、テキスト・ブックの中に、または、ホールズベリーのローズ・オブ・イングランドの中に引用され、この事件の具体的な事実関係とか、社会的にみたこの事件の解決のされかたとは、別個独立に、共有不動産権にかんする「法」として、叙述されている。

むろん、先にも、注意したように、これらのテキスト・ブックは、ブル対ブル事件の判示事項のすべてを、引用したものではなかったが。

このような事実、われわれに、つぎのような疑問をおこさせるであろう。まず第一には、デニング裁判官につい

て、従来、社会、経済の変化に即応して、妥当で大胆な結論をとりながら、法の発展に寄与してきたという印象がよいのだが、このさい、そのようなばあいと同裁判官が用いる法技術の点について、もう少し深い研究がなされる必要があるのではないかと。たとえば、本件において、母親と息子は、エクイティ上の共有不動産権者だと法律構成されたのだが、その理由は、「……とわたくしは考える。」とだけ述べられているにすぎない。なぜ、このような法律構成を思いついたのか、また、第一章の第二節にも見られるように、デニング裁判官は、制定法の複雑な条文をよく引用しているが、これはどういう意味があるのか、等の疑問である。

第二には、このようにして、一つの判例を見ると、この事件は、いったい、なにを判示した事件だったのか、という疑問が出てくる。

くりかえし述べたように、息子と母親との間でおきた争いに、ある解決もたらされた、ということなのか、そこで、彼らが共有不動産権者であるという法律構成がなされたということか、あるいは、テキスト・ブックなどに引用されている部分が重要なのか、という問いである。

法とはなにか、レイシオ・デシデンダイとは、どの部分なのか、という、あの困難な問題が、やはり未解決のまま、残されている。

ただここで、気がつくことは、このブル対ブル事件について、どこが重要かとか、どの部分がレイシオ・デシデンダイであるのかということ議論することは、今のところは、無意味なのでなからうか、ということである。本件のような具体的な事実について、ここでデニング裁判官が、ある結論をみちびくためにあきらかにしたことだけがすべて重要なのであって、この判決のちに先例となって引かれる部分は、のちの事件との関係で、きまることになるであろう。その部分を、われわれが、今から予測することなどは、できないのではないか。この判決にあたって述べられたことが残され、あとで、よりよく読まれて、受けつがれてゆく、そういう操作も、法の発展ということではないだろうか。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XV No. 2

SUMMARY OF ARTICLES**LORD DENNING AND HIS DECISION**

Kimiko ASAMI

(Doctor of Law)

No one can deny the important role which the judicial decision plays in the law of England. Nevertheless, it must be said that the question what is the true nature of the judicial decision hasn't been answered precisely yet, and this can be said even about the question concerning the main points of argument on the judicial decision. The present paper intends to consider these difficult questions as concretely as possible, through dealing with a case which was decided by the Court of Appeal about ten years ago.

In *Bull v. Bull* ([1955] 1 Q.B. 234; [1955] 1 All E.R. 253), the trouble concerning a freehold house arose between the plaintiff and his mother, the defendant. In this case, both parties contributed to the purchase money of the house. The conveyance was taken in his name. The Court of Appeal dismissed the appeal, and consequently the son failed an action. It was held that as the plaintiff and his mother were equitable tenants in common, so the mother would be able to remain in the house unless the court might order the mother to go.

In this case, although the three judges took part in deciding it, Hodson and Parker L.JJ. merely said, "I agree", and they gave the decision into the hand of Lord Denning. So, in this paper, Lord Denning shall be concentrated as the object of the observations upon the process which yielded the conclusion of this case.

First, his public career was referred to, and secondly, the cases which he had held till he decided the *Bull v. Bull* were mentioned. As the result of these observations, we find that

after the 2nd world war, he dealt with a considerable number of cases which arose between husband and wife concerning the matrimonial home, and besides, he played an important role in those cases.

But, in *Bull v. Bull*, he said that there was “no authority” on the point. When we treat the *Bull v. Bull* with many cases which arose between husband and wife for a background, we must realise that the conclusion in *Bull v. Bull* wasn't so novel, and it was rather derived from the opinions of the judges concerned with those cases. Nevertheless, for Lord Denning, it appears that those cases were merely similar to *Bull v. Bull* and couldn't be an authority. If so, what was the index which distinguished *Bull v. Bull* from those cases which arose between husband and wife ? It must be found in the fact that the son and his mother were decided as equitable tenants in common and very complicated legal constructions were developed. It couldn't be found in the cases concerning husband and wife. Furthermore, in the textbook or the Halsebury's *Laws of England*, *Bull v. Bull* is referred as a “law” relating with tenancy in common, separately from the concrete facts described in this case or the effect which the conclusion brought on social and legal life.

Of course, there will be no doubt, that when a judicial decision is held, it is very important task for us to make clear the reason why the conclusion and decision-making lying in it came to and what they brought on the social and legal life, as scientifically as possible. But, it seems to me that the task to have a correct understanding of the words and logical constructions used in the decision to realise the conclusion is also very important.

In this meaning, *Bull v. Bull* draws our attention rather because of its high technique used for the rationalisation of the conclusion than because of its conclusion itself. As the result, the nature of the law of tenancy in common was clarified well.

When we talk on the development of law, it may be involved in the meaning of the development that the past judicial decisions or provisions of statutes to which the attention hasn't

been paid are looked at again more carefully from another angle at the result of the new decision-making affected by the changing social and economic circumstances.

Therefore, it seems to me that to argue what part of the decision is the ratio decidendi of the case, or what part of the decision is important may be no meaning. In my opinion, all the matters which are brought in the case to yield the conclusion are important and the part of the decision which is to referred as the authority in future, must be decided with relation to the future cases.

We are unable to foresee what part of the decision will be cited. The process in which the all the matters held by the decision are carefully preserved, inherited and read may be called a kind of the development of law.